

バークの『ラングリッシュ卿への書簡』

真 嶋 正 己*

Burke's *Letter to Sir Hercules Langrishe*

MAJIMA Masami

Letter to Sir Hercules Langrishe (1792) stood out as an important piece of political writing in which Edmund Burke (1729-97) advocated the relief of the Irish Catholics. In this paper I examine the *Letter*, analyze his assertions in line with the context, and then discuss its significance.

Over the course of 1791 further concessions to the Irish Catholics emerged as the political points at issue, both in Ireland and in Britain. The central issue was whether to grant enfranchisement to Catholics. In the *Letter* Burke emphasized the justification and urgency of admitting Catholics to the elective franchise, as based on the constitution. He realized that total disfranchisement on religious grounds was contradictory to the constitution, and moreover, would endanger the constitution itself. In addition, he pleaded for understanding of Catholic enfranchisement as a matter of prudence.

Taking a careful look at his argument, we notice that Burke had intended to champion the British constitution rather than the empire, and to champion civil society by means of incorporating Catholics into the constitution.

Key Words (キーワード)

Edmund Burke (エドモンド・バーク), Irish Catholics (アイルランド・カトリック), Constitution (国制), Franchise (選挙権), Prudence (慎慮)

『ラングリッシュ卿への書簡』は、1792年1月3日にラングリッシュからの書簡に対する返信として認められ、2月下旬に出版された。その正式名称は、『アイルランドのローマ・カトリックに関わる主題、すなわち名誉革命の際に確立された国制の諸原理と矛盾することなく彼らに選挙権を付与することの妥当性についての、グレートブリテン王国下院議員のエドモンド・バーク閣下から準男爵で下院議員であるハーキュリーズ・ラングリッシュ卿への書簡』(*A Letter from the Right Hon. Edmund Burke, M.P. in the Kingdom of Great Britain, to Sir Hercules Langrishe, Bart. M.P. on the Subject of the Roman Catholics of Ireland, and the Propriety of Admitting them to the Elective Franchise, Consistently*

with the Principles of the Constitution as Established at the Revolution) という。当時アイルランドはフランス革命の影響を受けて政治的に沸騰した状態にあり、カトリックに対してさらなる譲歩もやむなしとの雰囲気が醸成される中で、最大の争点として浮上したのが選挙権付与問題であった。

バークは、1791年9月息子であるリチャード(Richard Burke Jr)がカトリック委員会のロンドン代理人に正式に任命されたこともあって、比較的早い段階から選挙権付与問題に強い関心を示してきたが、ラングリッシュから送付されてきた1791年12月10日付けの書簡で今会期アイルランド下院に上程される予定のカトリック救済法案に選挙権の付与が含まれていないことを知るようになる。¹⁾ フランス

* 広島文化学園大学社社会情報学部 (Faculty of Social information Science Hiroshima Bunka Gakuen University)

革命が進展し急進化する構えを示す一方で、アイルランドが国制上致命的ともなりかねない自らの重大な瑕疵についてまったく認識を欠いたまま愚かな行状を改めないことへの焦燥・憤怒から、その返信として一気に書き上げられたのが本書簡である。なお、名宛人であるラングリッシュは、パークの古くからの友人で、アイルランドの下院議員としてカトリックの救済に熱心ではあったものの、選挙権といった政治的諸権利の付与については必ずしも賛成ではなかったとされている。²⁾

1. 選挙権付与と国制の擁護

パークは、本書簡の最初部でカトリックから選挙権を剥奪したカトリック法 (Popery Laws) について次のように述べている。曰く、

あなたは、カトリック法の精神について周到に調べてこられたのですから、われわれが共通して忌み嫌う現在の災厄の大部分が(いやしくもあるとして)それらに起因していることに申し分なくお気づきであるに違いありません。その公然たる目的は、アイルランドのカトリックを財産も尊厳も教育もない惨めな大衆へと貶めることでした。その公言された目的は、これらの法規にもかかわらず、その中で某かの財産を保持または獲得するやもしれない少数の人々から、その他の人々に対するあらゆる影響力ないし権威を奪い取ることでした。そのため国民は、共通の利害も共感も結びつきもない二つの異なる集団に分かたれ、その一つは、すべての選挙権、すべての財産、すべての教育を所有し、もう一つの集団は、彼らのための水汲み人や泥炭掘り人から構成されることになりました。³⁾(傍点、イタリック、以下同様。)

これは、本書簡の中でもっとも知られた一節の一つである。このように互いに相交じることなく二つの異なる集団に分断され、プロテスタント、なかんずく国教徒が一切を専有する一方で、カトリックは完全にそれに隷属した状態に留めおかれた国家、それがアイルランドであり、その基となったのが名誉革

命後に制定された一連のカトリック法である。そうした中でカトリックは、1782年のカトリック救済法によりようやく土地財産を取得・所有する権利などを回復したものの、政治的従属を決定づけた選挙権の剥奪についてはこれまで一顧だにされることもなく、無為放置されてきたのである。

選挙権の回復についてすでにパークは、1782年2月4日にケンメア子爵 (Viscount Kenmare) に宛てた書簡の中でその正当性を論じており、『ラングリッシュ卿への書簡』はそれを再論するものであったが、そこには、「常に困難だが、現在では喫緊な主題」⁴⁾と自ら述べるように、選挙権付与問題が政情を大きく揺るがし、もはや一刻の猶予もならないほど緊要なものとして急速に政治問題化しつつあるとの認識が伏在していた。というのも、アイルランドではプレスビテリアン (Presbyterian) を中心としたプロテスタント非国教徒が、「ユナイティッド・アイリッシュメン」 (United Irishmen) のベルファスト協会を1791年10月に、次いでダブリン協会を翌11月に設立し、成人男子普通選挙や選挙区の改正等を柱とした急進的な議会改革を主張する一方、それまで疎遠で、むしろ敵対的でしたらあったカトリックとの連携・協働を求めて選挙権の付与について強く支持する方針を打ち出しており、カトリックがそれに呼応して非国教徒と手を結び、共闘することが懸念されていたからである。⁵⁾ 実際彼は、1791年12月15日リチャードに宛てた書簡の中で、数年前ならいざ知らず、非国教徒がカトリックの政治的諸権利の要求を支持し、彼らとの共闘を画策しているまさにこのときに、アイルランド政庁 (Dublin Castle) はわずかばかりの譲歩でカトリックを満足させられると考えているとしてその稚拙さを非難し、次のようにいう。「もし彼ら[カトリック]が望むならば、目的を達成するかどうかに関係なく、明日にも彼らが非国教徒と手を結ぶのを妨げるものは何もないであろう」⁶⁾ ([]内引用者、以下同様。)と。また彼は、『ラングリッシュ卿への書簡』の中で、「彼ら[カトリック]の集団に属さず、彼らの幸福に如何なる関心もなく、ただ単に彼らを自らの不穏な野心の手先にせん」としているユナイティッド・アイリッシュメ

ンが「この幸福な国制を転覆し気遣いじみた民主制を導入する以外、自由を準備する方法を知らないのならば、われわれは、善良な人たちから現在あるこの国制の恩恵に与るという理に適った期待を奪わないよう注意しよう」⁷⁾とも述べている。

とはいえ、パークが『ラングリッシュ卿への書簡』で選挙権付与の正当性・緊要性を再論した主たる理由はこれだけではない。むしろ彼にとってより問題なのは、明確な定義がなされないまま重要な用語が不用意に用いられおり、それが選挙権付与を拒絶する当然なる根拠として甚に流布することであった。その用語とは「国家」、「プロテスタント」および「名誉革命」の三つであり、彼は、その一つひとつに明確な定義および説明を施すことでその過誤を正していこうとするが、中でもその根幹となるのが「国家」について述べているところである。

「国家」という言葉についてパークは、「時には……あらゆる階層を包含するコモンウェルス全体を意味するために用いられ、時にはわれわれが一般に政府と呼ぶコモンウェルスのより高次の統治部のみを表すこともあります」⁸⁾と述べている。そのため、国家という場合、それがコモンウェルスを指しているのか、それとも単に政府を指しているのか明確にされなければならない。なぜなら、国家から排除されるという場合、コモンウェルスから排除されるのか、それとも政府から排除されるのか、その意味するところは大きく異なるからである。彼は、コモンウェルスから排除されるというとき、それは「市民的隷属状態」にあることをいい、他方政府から排除されるというとき、それは「絶対的奴隷身分」ではなくて、「下級の降格された市民的身分の状態」⁹⁾に人々を置くことを意味するという。前者はアイルランドのカトリックが置かれている状態であるが、人々をそうした「市民的隷属状態」に置くような支配は絶対的な専制支配を意味するがゆえに、彼により完全に否定されるのは当然である。では、後者の政府からの排除についてはどうかというと、彼は、それを「世襲貴族が排他的支配を占有しているあらゆる国の状態」とした後で、ヴェネチア共和国を引き合いに出しながら「もし個々の貴族の人的権威が

しかるべき範囲に保たれ、彼らの徒党や派閥が厳しく警戒され、しかも民衆がほんの軽い負担に服し、その他の点で彼らの気質や先入見に対して丁重かつ寛大に遇されるならば、これは悪い統治形態ではないかもしれません」¹⁰⁾という。

しかし、アイルランドとヴェネチア共和国とは性質・事情ともまったく異なる。第一、アイルランドは貴族制国家ではない。パークは、「われわれは、アイルランドの政体が（ブリテンのそれと同様に）その構成においてまったく貴族的というわけではないことを、そしてその形態においてそうでないのと同様に、その精神においてもそうでないことを知っています」と述べた後、次のようにいう。

もしそれが根っから貴族的であったならば、排除はより忍耐強く甘受されたやもしれません。……しかしわが国制はその構成要素として平民を有しており、それは、国制の必要不可欠で本質的な部分を構成しています。平民的寡頭制とは、本来、奇形怪異であり、完全な家内奴隷もしくは土地付き奴隷でもない限り誰も長らくそれに耐えないでしょう。アイルランドのプロテスタントは、単独で民主制を形成するには数が十分ではなく、また貴族制の意図および目的に応えるにはあまりに多すぎます。¹¹⁾

かてて加えて、「貴族が栄誉を独占し、平民が富を獲得する一切の手段を独占している」¹²⁾ ヴェネチア共和国とは異なり、アイルランドのカトリックは、あらゆる部面で完全に隷属した状態に留めおかれる。「彼らは、控えめに言っても、精勵し富をもたらず人生のあらゆる行路で競争を強いられる一方で、あらゆる選挙権、あらゆる栄誉、あらゆる信託、あらゆる仕事は、(すべての知的職業に加え)その信用がまったく最低最少のものに至るまで支配階級のために取っておかれます」¹³⁾と、彼は述べている。

このようにパークは、二重の意味でアイルランドのカトリックは国家から排除されているとみなすが、ここで彼はさらに歩を進め、国制に依拠しつつカトリックに選挙権を付与することの正当性を論じてみせる。彼は、「わが国制は、多大にして全般的、かつ公権剥奪を意図する排除を目的に作り上げられたのでは

ありません。遅かれ早かれ国制が排除を破壊するか、さもなくば排除が国制を破壊するでしょう。わが国制にあっては常に選挙権と公職の間に、そして双方の資格の間に区別があり、選挙権は臣民に属すると考えられていましたが、それは臣民としてであって、国家の統治部の成員としてではありませんでした」とした上で、次のように明快にいう。「(国制に本来備わっている至当な選挙権付与資格のもとで) 選挙権から排除される人々は、国家からではなく、ブリテンの国制〔従ってアイルランドの国制〕から排除されるのです」¹⁴⁾と。

ここでパークが選挙権からの排除は国制からの排除であると看破した点は重要である。国王、上院(貴族)、下院(庶民)間の複雑にして微妙な抑制・均衡を旨とする混合政体は国制の根幹部分であり、従って一時たりとも揺るがせにできないものと想念されたが、「わが国制はその構成要素として平民を有しており、それは、国制の必要不可欠で本質的な部分を構成しています」と述べていることから明らかなように、とりわけ彼が重視したのは下院である。下院について彼は、『現在の不満の原因に関する考察』(*Thoughts on the Cause of the Present Discontents, 1770*)の中で「下院は、本来この国の恒常的な統治機関の一部とは考えられていなかった。それは直接民衆に由来し、そしてそれを生み出した母体に速やかに還元されるべき抑制力とみなされていた」とした上で、「臣民と政府の間に介在する性質のもの」¹⁵⁾と位置づけているが、そこには、国王ないし政府が民衆に対して恣意的な権力を行使しようとする場合、民衆の側に立って彼らの利益や自由を擁護しようのは下院において他になく、まさにそこにこそ下院の存在意義があるとの認識が存する。

パークは、「下院が流行している民衆の熱狂にことごとく感染しようとも、それは、選挙民との某かの密接な結びつき、某かの共感を示すがゆえに、下院が院外にいる民衆の意見や感情にどんな場合もまったく心動かされぬよりも、(社会全体の不幸な出来事の中で) より自然で寛恕される不幸であろう」¹⁶⁾と述べている。これは、下院と選

挙民ないし民衆との関係の一体性・緊密性を謳ったものである。しかしながら、続けて彼は、「もし共感が不十分であるならば、下院は下院たることをやめるであろう。というのも、明確な意味で下院を民衆の代表たらしめるのは、下院の権能が民衆に由来するからではない」とした後で、次のようにいう。「民衆に起源をもつことは、民衆の代表を特徴づける違いとはなりえない。これは等しく統治のすべての部分に属し、すべての形態にある。ゆえに、下院の美点や精神、本質は、それが国民感情の明確な映し鏡(express image)であるということに存する。それは、……民衆に対する抑制たることを目的に設立されたのではない。それは民衆のための抑制として企図されたのである。」¹⁷⁾この点で、下院から選挙民や民衆に対し向けられる共感に重点があるのは明らかである。なぜならば、下院が「民衆のための抑制」たることを忘れ、選挙民や民衆から遊離するならば、もっとも悪しき類の専制に加担することになるからであり、それはまた国制が危殆に瀕することを意味したからである。しからばこそ彼はまた逆に、「もし下院がその選挙民によって抑制されないならば、下院は、決して統治の他の部分に対する抑制たりえない」¹⁸⁾ともいうのである。これは、下院が選挙民や民衆に対し共感を示すとしても、そういった行為・精神が単に一方的かつ片務的なものでないことを明らかにする。何よりもその動因は民衆の側にあり、このことは、両者が対等な関係にないことは当然であるとしても、その作用に関して両者は相互的ないし協業的であることを暗に示しているといえる。

とはいえ、『ラングリッシュ卿への書簡』と『現在の不満の原因に関する考察』とはそれらが著された時代・場所・背景を異にしており、後者からすべてを引照するのは誤りである。しかしながら、こと国制における下院の下院たる役割ないしその存在意義についてのパークの言辭には、時代・場所・背景を超えてなお相通ずるものがある。『ラングリッシュ卿への書簡』の中で彼は、次のようにいう。「この国制の民衆的部分は、明らかに彼ら〔選挙権から排除されたカトリック〕にとって国制のもっとも憎むべ

き部分であるに違いありません。彼らにとってそれは現實的代表ではなく、ましてや實質的[・]代表などではありません。実にそれは正反対のものです。それは、……敵対的種類の掌中にゆだねられた無制限の権力です¹⁹⁾と、本来的に下院は民衆のための抑制機関であり、国制上、民衆を擁護する役割を果たさなければならぬ。しかるに、アイルランドの下院はプロテスタントによって専有されており、選挙権を剥奪され法律の保護外に放置されたカトリックにとって「国制の民衆的部分」であるべきそれはもっとも反民衆的な存在に墮している。これは、アイルランドの下院が致命的なほどに反国制的であることを意味しており、彼が強い危機感から「わが国制は、多大にして全般的、かつ公権剥奪を意図する排除を目的に作り上げられたものではありません。遅かれ早かれ国制が排除を破壊するか、さもなくば排除が国制を破壊するでしょう」とまで述べたのも、そのためであるということが出来る。²⁰⁾

次にパークは、名誉革命の際にプロテスタント国家たるべきことを確定されたとする主張を取り上げ、それはあくまでプロテスタントの一派である「イングランド国教会」という限定された意味においてそうであって、限定なしにはではないとした上で、国王の戴冠宣誓に触れて「国王は明確かつ限定的な意味でのみその擁護を誓った²¹⁾」に過ぎないという。これは、カトリックに対する選挙権の付与が国是に抵触しないばかりか、国王が選挙権付与に同意したとて、それが戴冠宣誓に一切反しないことを明らかにするとその目的があった。そのため彼は、戴冠宣誓の全文を示した上でそれに逐一解釈を施しているが、さらに、名誉革命に際しカトリックと同様、国教会擁護の観点からその存在を危険視されていたプロテスタント非国教徒に関して、選挙権は言うに及ばず、当初「宣誓法」(Sacramental Test)により禁圧されていた民事・軍事の公職に就く権利ですら状況の前になし崩的に免除された歴史的事実、さらにはイングランドに先んじて同法が1780年に撤廃された歴史的事実を引き合いに出して、そうした寛厚寛大な措置は現時の状況からカトリックに対してはなされてしかるべきであるとして、次のよう

に述べている。

そこで、もし状況が十分なる考慮を要するならば、議会在状況に基づき、公共的叡智が付け足すに至当と考えた程度や制限内で、カトリックが往時に何の制限もなく享受し、ある時如何なる種類の急迫した理由もなく剥奪されたこれら選挙権のある部分を彼らに返還するよう判断したとて、どんな理由でそれが国王の宣誓に反するというのでしょうか。状況から、そうした措置がわが国の混合した聖俗の国制を弱体化するどころか、むしろ強化すると蓋然的に証されるならば、それらが世代から世代へと引き継がれてきた刑罰や無能力、公権剥奪よりも際限なく好ましい措置であるのは確かなことです。²²⁾

こうしたパークの主張は、先の国制に依拠した原理的主張とは異なり、時宜ないし状況に視座を置きつつ正義の回復を求めるものであるが、しかし単にそれだけにとどまらず、彼は、基本法とその下にある法規との区別を基にした法理論を展開して、カトリックに対し選挙権を付与することの正当性を論じている。その中で彼は、マグナカルタを引照しながら基本法の基本法たる所以を「不朽であり、それに背馳するいかなる法規も無効とする」点に求めた上で、マグナカルタはイングランド教会について「自由たるべき」ことを定める一方で、同様に「諸州における自由土地保有者の諸権利を国制の基本部分」とみなし、「臣民にこれらの選挙権を保証した」として次のように述べている。曰く、「これらの選挙権は国制それ自体の重要部分であり、かつそれと不可分です。それゆえ、もしわが国の法律に異例なものが存するだけでなく、国制の基本部分が互いに永続的かつ融和しがたいほどに齟齬をきたすならば、それはまったく奇妙なことです²³⁾」と。

実際に選挙権と同様に国教会が国制と一体化すべきであるとしても、国教会の安全にかこつけて、旧来の信仰に固執しているというただそれだけの理由で、一片の下位的なカトリック法によりカトリックから選挙権を剥奪し彼らを「市民的隷属状態」へと突き落とすことは、それを「国制の基本部分」と

して擁護してきた基本法に著しく背馳するばかりか、その無為放置は国制を著しく毀損するものである。このように思念したパークは、某かの理由があつてその時々^の時代・状況の中で制定されたそうした下位的な法規は当然にもその時々^の時代・状況の中で改廃されてしかるべきであるし、実際また改廃されてきたとして、次のように述べている。

この種の二次的かつ補助的な法規はどれも基本的とはみなされてきませんでした。それらは状況に譲歩してきましたし、結果的または間接的であっても他の基本法に悪しき影響を及ぼすと考えられた場合にはとりわけそうでした。まして、われわれの場合のように、それらがときおり特定の箇所で、あるいは結果的に悪しき影響を及ぼすのではなく、幾つかの立派な王国や国家の全住民に相当する人々の基本的選挙権に普遍的でひとまとめにかつ直接的に悪しき影響を及ぼすとき、それらがはるかにもっと多く譲歩してしかるべきなのは確かなことです。²⁴⁾

実際それは、全人口の三分の二とも、四分の三ともいわれる数のカトリックを何の例外もなくすべて対象範囲にするという異常なものであった。彼は、これを締め括る中で「全国民単位で人々からいわば彼らが生まれついた国制の全恩恵を剥奪するこうしたやり方が、時宜あるいは当に適っている、ましてなおさら世界のどんな国家または教会の存立にとって必要であるなどと、絶対わたしは信じるできません」²⁵⁾とまで論断しているのである。

最後に「名誉革命」そのものについてであるが、パークの論旨はことのほか明快である。彼は、名誉革命の際になされた事柄すべてをもってその原理とすべきではない、それどころか「わたしは、幾百万もの人々から市民的権利の一切、および彼らが生まれついた国制のすべての利益を剥奪することが名誉革命の公言された原理と一致すると、どうあつても考えるつもりはありません」と述べた後で、イングランドにおける名誉革命とアイルランドにおける名誉革命とはまったく別のものであるとして次のようにいう。

名誉革命は、イングランドとアイルランドにおいては多くの本質的な事項で別々に作用しました。たとえ原理が両王国において完全に同じであつたとしても、まったく異なつた対象へのこれらの原理の適用によって、体制の全精神は、逆さとは言わないまでも、変更されました。イングランドではそれは、民衆の大部分が彼らを抑圧しようとした非常に小さな党派の努力に抗して彼らの自由を確立するための闘争でしたが、アイルランドでは、はるかに大多数の市民的自由や財産、ならびに全体の政治的自由を犠牲にした、より小さな集団による権力の樹立でした。²⁶⁾

彼にとってアイルランドにおける名誉革命は革命どころか、とどのつまりは敵対的な民族によってなされた露骨な「征服」であつて、「勝利者が嬉々として踏みにじり、挑発することを微塵も恐れない、征服された人々に対する民族的な憎悪と軽蔑の結果」²⁷⁾たるカトリック法などはそのことを明証する最たるものであつた。それゆえ彼は、あからさまに「名誉革命の際にアイルランドでなされた何もかもについて言い張るのは、新しい獲得地への無骨な入植において、その将来の統治のための恒久的規則として征服者の苛酷にして油断のない政策を言い張ることに他なりません」²⁸⁾とまでいうのである。

このようにパークは、その作用の違いに立ってイングランドにおける名誉革命とアイルランドにおける名誉革命とを峻別しているが、それは、イングランドの国制は名誉革命の原理の上に再確定されることで新たな息吹を吹き込まれたのであり、従つてそれと名誉革命の際にアイルランドでなされた諸事とを同視することは国制そのものを全否定するがごとき行いであると想念されたことに由る。そのため彼は、1782年5月に第二次ロッキンガム内閣により果敢にも承認されたアイルランド議会の法制上の独立を「1688年のイングランド革命にもっとも本質的かつ事実上、類似した革命」²⁹⁾と位置づけた上で、「今やあなた方は、ブリテンが少しの限度もなしにあなた方に付与したものを適切な程度あなた方の同胞市民に付与するよう求められています」³⁰⁾と

述べて、カトリックに対し選挙権を付与し、その「革命」を真に完成したものにしよう懇請するのである。

以上、主にラングリッシュにより使用された三つの用語について、その過誤を正すとともに、そのどれもが原理的に見てカトリックに対し選挙権を付与するのを妨げないばかりか、国制擁護の観点からむしろ積極的にそれを正当としているのを、パークが逐一徹底的に明らかにしたことをみてきたが、さらにそれに付け加える形で彼は、当時アイルランドで流布していた忌避的な意見に反駁を加える中で選挙権付与の緊要性を論じており、次にそれについてみることにする。

2. 選挙権付与と慎慮に基づく政治

まずパークは、アイルランドのカトリックは「反抗的で騒々しく動乱扇動の癖があり、邪悪で腹黒い人間の狡猾な奸策に利用されやすい」³¹⁾ 傾向が強く、ゆえに選挙権は断固として拒否されるべきであるとする議論を組上に載せる。彼は、そうした傾向は何もカトリックに限られたものではないとした上で、「この世のもっとも貧しく無知にして無学なものがらもは実際の抑圧の判定者です。それは感覚の問題で、そうした人々は、概して抑圧の大部分を感じ、感度が強過ぎず、それゆえにその最良の判定者」たりうるが、しかし、評議の場からは完全に排除されなければならないとする。その理由を彼は次のようにいう。「なぜならば、彼らの理性は薄弱だからであり、一旦掻き立てられるや、彼らの激情は荒れ狂うからであり、彼らは知識を欠いているからであり、さらには個々に所有する財産が微量なため、彼らは重大事に選択した方策の結果についてさほど留意しないからです」³²⁾ と。このように貧しく教養もない民衆はあくまで政治の映し鏡であって、政治に直接参与すべき主体ではない。従って、政治に携わる者がなすべきなのは、「民衆の間で大きな苦痛の叫び」が上がった時、それについて真剣に吟味考究し「真の原因を、苦痛の叫びが引き起こす激情の悪しき影響、および狡猾な人間がまま行う民衆の苛ついた精

神の悪用から切り離」した上で、「実際に窮乏した者と実際に度を越した者とを識別する」³³⁾ ことである。ある意味これは、政治に関わることのできる人間とそうでない人間との間の隔絶した関係を示唆するが、カトリックのみが理性に乏しく度を越して激情的であったわけではない。彼にとって選挙権とは財産と教養のある有為な人間、言い換えれば冷静かつ理性的で富裕な階層の人間に付与される特権であり、むしろカトリックであってもそうした人間であれば、当然にも選挙権を付与されてしかるべきことを闡明しようとしたのである。

そうした上でパークは、カトリックが選挙権を得るにふさわしい「穏健で合理的な精神」の持ち主であることを自ら示すためにも、「相応に慎ましく、しかし同時にどんな類の恐怖にも臆しない精神で下院に申し入れる」³⁴⁾ ことが何よりも肝要であり、実際にカトリックは請願方式を採用しているとする。請願について彼は、「それは、世界中のすべての至上なる権力者が伺候を許す作法であり、わたしは、(ジェームズ2世の場合を除いて) どんな君候もこの嘆願方式が臣下の恭謙、もしくは主権者の一身ないし権威に当然払われるべき敬意に反するとは考えなかったと聞いています」といい、その後も再三にわたって推奨することになるが、「わが国の統治権力がその威厳を失墜するような譲歩は、自己の目的を達成する者にとっても一様に高くつくでしょう」³⁵⁾ と述べるように、選挙権はフランスにおいてそうであったように当然の権利として要求されたり、居丈高に有無もいわず掠め取れたりするものではなく、正当なるがゆえにあくまでも賜り物として押し戴かれるべきものでなければならない。しかも、カトリックに対し非国教徒が極めて扇動的で誘惑的な提案を行っている折も折り、危険かつ不遜であるとして拒絶されないためにもそうした仕儀・精神がとりわけ重要である。彼は、非国教徒が恥知らずな誘惑行為を行っても何一つ罰せられないのに対し、カトリックはただ少しそれに耳を傾けただけで「われわれが穏健で合理的であると認めるこれらのどんな特権 (liberties) の希望もすべて永久に剥奪没収され」てしまうなどあまりに理不尽であるが、にもかかわ

らずカトリックは毅然とそれに背を向け、「[ユナイティッド・アイリッシュメンが提示するような] 騒擾と混乱からの無限な目的よりも、むしろ合法的な権力からの小幅だが安全な譲歩を希望することを選びました」³⁶⁾と述べて、選挙権付与問題を「権利の問題」としてではなく、むしろ「議会の慎慮(prudence)に適した問題」³⁷⁾として把握するよう主張する。

慎慮とは、「あらゆる事物における徳にして、政治において徳の中の第一もの」³⁸⁾とされるように、パークの政治思想を伺い知る上でとりわけ重要な用語の一つである。本来、慎慮はもっとも適切で、もっとも思慮深い方針を見極める資力を指すが、政治の場において善を生み出すものこそ至上と考えた彼にとってそれは、第一に則るべき実際の政治的叡智を意味した。彼は、「慎慮による決定は(気違いじみた推論家の体系とは反対に)司法のそれとは異なり、そのほとんどすべては、多寡、遅速、および好都合と不都合、ならびに善悪のバランスに基づいてなされます」³⁹⁾と述べているが、その根底には「コモンウェルスの利益は残余を圧倒する基準であり、他のすべてのものは、これに完全に服さなければならない」⁴⁰⁾との考えが伏在する。

そこでパークは、選挙権付与に関してラングリッシュに次のように問いかけ、そうした慎慮の必要性を説いている。曰く、「教会もしくは国家の統治は、(200万といわれる) 大多数の臣民に対し根拠のある不満の原因をそのままにしておくことで一層安泰だと期待できるでしょうか。つまり、今あるように結合均衡した国制は、民衆の大部分から現実的または実質的・代表的について関心、利益ないし共有の一切を取り上げることで一層堅固にされるでしょうか」⁴¹⁾と。代表制について彼は、「民衆は選択を誤るかもしれないが、共通の利益と共通の感情はめったに判断を誤らない」がゆえに、形骸化しその時々事情や動向に左右されやすい現実的・代表的よりも、選挙民ないし民衆との間に「利益の共有や感情および欲求の一致が存する」実質的・代表の方が優れているとした上で、「しかしこの種の実質的・代表的なるものは、もし現実的・代表に基礎を有しないならば、長

くしっかりと存在することはできません」⁴²⁾と述べている。このように代表者と選挙民ないし民衆との間にある某かの関係や共有・一致は、実体を伴った代表制があってはじめて形成されるわけだが、しかるにアイルランドのカトリックは、その宗旨を尊崇するというたった一つの理由でもって国制から排除されるとともに、それにより「代表者と実質的な関係をまったく有さない」ばかりか、「あたかも別の国民であるだけでなく、別の種でもあるかのよう」に隔絶された状態に放置され、その結果社会には「一方の側の疎外と他方の側の尊大傲慢」⁴³⁾とが充ち満ちることになる。

それゆえパークは、次のように選挙権拡張の意義を論じている。「……わたしは、土台を狭めることが常に建物を安全な状態にする最良の方策であるかどうかについて真剣に考慮するようお勧めします。選挙権を剥奪された人々の大多数は、いつまでもそうした状態のまま留まることにまったく納得しないでしょう。もし彼らが納得しないならば、あなた方は不安に満ちた200万もの臣民を懐中に抱くこととなります」⁴⁴⁾と。それはまさに「時々刻々と蓄積する不満の貯蔵庫」であって、このまま無為放置されるならばいつ爆発するやもしれない。彼は、鬼気迫る勢いで「……カトリックが最終的に非国教徒と通じる以外に国制に加わる望みはないと確信することが、わが体制の安全に適うかどうかよくよく考えるべきです」⁴⁵⁾と述べている。カトリックはカトリック法により法律の保護外に打ち捨てられ、長らく「市民的隷属状態」に留めおかれてきたが、「一方からなされる言い寄りともう一方からの居丈高な拒絶」⁴⁶⁾の間にあってもはやそれは限界にある。フランス革命の原理がアイルランドに浸潤し国内の政情が沸騰する中で、カトリックに選挙権を付与するのはまさにこの時機において他にない。それは、アイルランドにおける国制の重大な瑕疵を正すとともに、カトリックを国制内に組み込み安定させることを意味する。しかるに、果断さを忌み、蒙昧なる拒絶を頑なに続けるならば、アイルランドはさらなる混乱と分裂に打ち震えることになるだろう。これが彼の真情であった。彼は、厳しい調子で「合

同でしょうが、非合同でしょうが、あなた方の好きな方策を自由にお採りなさい。民衆がカトリックにとどまろうと、プロテスタント非国教徒になろうと、現今の独占状態が存続しえないことは確かです」⁴⁷⁾とまでいうのである。

このように強い警告を発した後パークは、選挙権を付与するに際して「貴国の代表制度を最小程度如何なる部分も変更せずに望み通り承認することが考慮すべき重大な事柄です」とした上で、次のようにいう。

単独で[他の問題とは切り離して]、たった一つの目的についての取り決めによりこの仕事にとりかかることには別の利点が存します。それは、あなた方は徐々に事を進めうることです。われわれは皆、変化の大法則に従わなければなりません。それはもっとも強力な自然の法であり、たぶんその保存手段です。われわれがなしうるのは、そして人間の叡智がなしうるのは、変化が極めて徐々に進むようもって用意することだけです。これは、突然変異の不都合を一切伴わず、変化のうちにあるすべての恩恵を有します。⁴⁸⁾

彼は改革をなすに際し何よりも漸進的であることを尊ぶ。これは主著である『フランス革命の省察』(Reflections on the Revolution in France, 1790)の中で示された「保守のための改革」の要諦であるが、⁴⁹⁾とはいえ、こと選挙権についていえば、それは国制上認められた当然の権利であり、国制の必要不可欠な本質的部分を構成する上に、厳然たる事実として剥奪されるまでカトリックは何の制限もなくそれを享受していたのである。従って、選挙権の付与は、カトリックが元々有していた権利について旧に復することを意味するに過ぎない点に留意する必要がある。

このことに触れてパークは、「地方選挙に関わるわれわれの権利がどれも個体よりもむしろ財産を重視するのは、わが国制の一つの長所です」⁵⁰⁾と述べて、選挙権を自由土地保有者に固有の権利であり、国制上財産と一体化された権利であることをまづ闡明する。ゆえに、プロテスタント非国教徒の主

張する普通選挙権は「不合理にして危険なまでに広範」⁵¹⁾であるばかりか、国制の根幹部分を一気に覆すものでもあり、断固として拒否拒絶されなければならない。

と同時にパークは、カトリックに対する資格要件について年価値5ポンド以上の自由土地保有者に限定すべきとの意見が提起される中、「ほとんどどれ一つとして王国内の選挙に目立った変更を加えない」として、プロテスタント非国教徒と同等の年価値40シリング以上の自由土地保有者とするよう述べた後で、次のようにいう。「彼らに有利で、防御的でさえあるその効果は果てしなく緩やかでしょう。しかしそれは傷を癒し、満足を与え、保護するでしょう。汚名は取り除かれるでしょう。人数の代わりに安定した恒久的財産を正当と認めることにより、あなた方は、人数をもって財産に対抗するという現下の重大な危険を回避するでしょう」⁵²⁾と。カトリックに対する選挙権の付与をめぐることは「……全面的な排除と……普遍的で無限定の資格の両極端の間には多くの様々な程度と段階、および多種多様な気質が存在」⁵³⁾しており、それゆえにこそ十全なる慎重が必要となる。その本旨は、基本的な部分に関し可能な限り変更を行うことなく、しかも最大の効果を引き出すところにある。実際彼は、1791年12月16日リチャードに宛てた書簡の中で、プロテスタント非国教徒と同等な資格でカトリックに選挙権を付与した場合、選挙権を取得しうるカトリックの数は最大に見積もって200人にも満たないとしており、全体に占める割合はかなり微少である。⁵⁴⁾このことは、カトリックに選挙権を付与したとて国教徒が危機感を抱く程に過度でないことを明示すると同時に、微少であってもカトリックに与える影響という点でそれが如何に有意であるかを言明するところに彼の要点があったことを指し示している。

以上ここまで、カトリックに対する選挙権付与問題について『ラングリッシュ卿への書簡』を中心にパークの議論をみてきたわけだが、それは、主として原理・格律からする主張と時代・状況からする主張の二つに大別されるといえる。彼は、1760年代初頭に『カトリック法論』(Tracts relating to

Popery Laws) に着手して以降、散発的ではあったが、ことあるごとにカトリックの救済・擁護を主張してきた。以前みたように『カトリック法論』は、原理的にカトリック法の不正・不当性を論難することに重きを置いており、その廃棄に向けた具体的なプランなり、政策なりは何も提起されることはなかった。⁵⁵⁾ 従って、原理・状況の両面からカトリックに対する選挙権付与の正当性および緊要性を具体的に論じた『ラングリッシュ卿への書簡』は、『カトリック法論』の主意を踏まえつつ新たな展開を示す過程でその不足・弱点を補うものであった。と同時に、『カトリック法論』では法の根源やその制定目的にまで遡るに際して自然法が援用されたのに対し、『ラングリッシュ卿への書簡』では国制に依拠した議論が展開されるとともに、それを補強・強化するために慎慮に基づく政治の重要性が強く説かれており、後者は彼のカトリック擁護論の性格・内容をもっとも良く表すものであるといえる。⁵⁶⁾

このことについて今少しいえば、「アイルランドのプロテスタントの間で流布していた、カトリックの主題に関わる無知を幾らかでもぬぐい去った」⁵⁷⁾とマホーニ (Thomas H. D. Mahoney) もいうように、それは、カトリックへの無知偏見が充ち満ちる中で行われた孤立無援で骨の折れる戦いであった。二つの異なった集団に分かれたれ、「一生のうちにカトリックと一度たりとも会話したことはないものがアイルランドには幾千人も存在する」⁵⁸⁾といったことが実情であったれば、それもまたやんぬるかなである。まして、数世紀にわたり仇敵関係の中で憎悪を燃やし続けてきた間柄であればなおさらである。それでもパークが国制からの致命的なまでの逸脱として選挙権の剥奪が国制に孕む危険性を強い調子で指摘し、選挙権付与の正当性を口を酸くして繰り返し述べ立ててきたのはみてのとおりである。この点で、そうした悪しき事柄に関しその誤りを正すためにその根源にまで遡り論理的に批判することそれ自体は、まったく正しき方法である。しかしながら、いくら原理的に批判したとて、実際に顧慮されることなく無視放置されるならば何もならない。論理は、それが論理であればあるほど、心の奥深くに憎悪・

反感を抱く者の耳には届かぬものである。「政治は人間の推論ではなく、本性に適合せらるべきである。理性は人間本性のほんの一部にしか過ぎず、しかも決してその最大部分ではない。」⁵⁹⁾ 人間は理性的存在であると同時に、非理性的・感情的存在でもあって、そのことについて彼自身よく承知しているところであった。では、極度に非理性的で感情的な状態にある人間に対して、如何に対処すべきか。まさにこれこそが彼にとって政治のもっともよく対象とすべき事項であって、ここに慎慮が重要な役割を与えられる理由がある。

パークは、『新ウィッグから旧ウィッグへの訴え』(Appeal from the New to the Old Whigs, 1791) の中で「政治的問題は、本来、真か偽かに関すものではない。それは善か悪かに関係する。結果的に悪を生じそうなものは政治的に偽であり、善を生ずるものは政治的に真である」⁶⁰⁾と述べている。彼は、政治はもちろん、およそ人間に関わる諸事一般についてそれを形而上学的抽象の対象とすることに与しない。否、むしろ関係性や状況を一切無視した、そうした事物の抽象化を徹底的に忌避嫌悪するのが彼の議論の大きな特徴である。「政治家は、決して原理を見失わないようにしながら、諸状況によって導かれるべきである」というように、易々と抽象的完全さを追い求めるのではなく、「無数で、しかも際限なく結合し、移ろいやすく、一時的な」⁶¹⁾ 諸状況を考慮に入れながら、慎慮に基づき善を実現するところにこそ、政治に携わる者が希求しなければならぬ真がある。

こうしてみた場合、この時期パークが最大の関心を払いもっとも意を用いたのは、いうまでもなくフランス革命の動向とブリテンへの影響である。彼は、フランス革命を、伝統的な社会的諸秩序を全面的に解体するとともに、抽象的な原理に基づき新たな社会を樹立する試みとみなしたが、彼がもっとも恐れたのは、フランス流の革命原理が自国に浸潤するならば、これまで営々として築かれてきたブリテンの国制がずたずたに引き裂かれて危殆に瀕するのではないかということであった。と同時に、革命輸入の危険性についてはブリテンよりもアイルランドの方が

はるかに高いことを、そしてまたアイルランドの動静がブリテンの死命を制しかねないことをも十分に了解していた。プレスビテリアンは、1791年7月14日ベルファストでバスターユ陥落2周年祭を催すとともに、タウンミーティングで決議を採択して気焔を揚げたが、決議文の起草に手を貸したのが新進気鋭のパンフレティアーとしてその名を知られつつあったウルフ・トーン (Theobald Wolfe Tone) である。トーンは、翌8月に『アイルランド・カトリックのための論証』(An Argument on behalf of the Catholics of Ireland) を著すことで、まとまりを欠いていた急進主義者の運動に確たる方向性を与えた。それに触発される形で、急進主義運動のリーダー格にあったドレナン (Dr William Drennan) やラッセル (Thomas Russell)、ナパー・タンディ (James Napier Tandy) らがすぐさま協働して設立したのがユナイティッド・アイリッシュメンである。「アイルランドの急進的な宣言書」とされるこのパンフレットでトーンがとりわけ主張したのは、アイルランド政府がイングランドの支配を脱して自由になるには急進的な議会改革が絶対不可欠であって、プレスビテリアンとカトリックとが提携し、カトリックの解放と議会改革とを共同事業として互いに扶助することがそれを成功に導く鍵であるということ、この一点であった。⁶²⁾

ユナイティッド・アイリッシュメンが設立後すぐにその基本方針としてカトリックの政治的諸権利に関する要求を全面的に支持する姿勢を示し、カトリックに秋波を送ったのはそうした事情からである。とはいえ、それに応えてダブリン・カトリック協会 (Catholic Society of Dublin) といった急進派団体が残余のカトリック法規の完全な撤廃を要求する声明を出したりしたが、カトリックは総じてプレスビテリアンのような革命への熱狂を有していなかった。⁶³⁾ しかしながら、当時ブリテン政府はフランス革命の理念に狂喜した非国教徒の過激な言動に神経を尖らせており、非国教徒とカトリックとが提携するのではないかといった懸念はブリテン政府を慌てふためかすに十分であった。⁶⁴⁾ 実際、イングランドのカトリックは1791年に可決成立したカトリック救済法により剥奪されたままであった権利・自由のほとんど

を回復したが、それは、「カトリック信仰はもはやブリテン社会に対する脅威とみなされない」⁶⁵⁾ ということを闡明するものであって、満足するにたる範例としてアイルランドのカトリックに大いなる希望を与えていた。そして、まさにこの機を逸すまじとして息子リチャードの口を借りながらカトリックに選挙権を付与するよう諸所に強く働きかけたのがパークである。というのも、期待に胸を膨らませたカトリックを絶望の奈落に突き落とすならば、彼らをして「急進的な非国教徒の、そして最終的にフランス人のもとへと駆り立て」⁶⁶⁾ るのは火を見るよりも明らかなからである。

この点で、カトリック救済をめぐるパークの言辭から彼を「帝国」の擁護者とするといった見方がある。⁶⁷⁾ 事実、彼にそうした側面があったこと、しかもそれが彼の思想の重要な側面の一つであったことに相違ないが、しかし、それはあくまで一つの側面であって、「帝国」の擁護者という一点からのみ彼の思想を解釈することには首肯できない。フランス流の急進的な革命原理がユナイティッド・アイリッシュメンを通じてアイルランドに浸潤し、革命的観念がカトリックの間に拡がるのを防ぐために、彼らに選挙権を付与するよう求めたことに誤りはない。⁶⁸⁾ 確かにそれは、急進主義者の誘惑からカトリックを解き放ち、彼らの忠誠を獲得するたつた一つの方法であって、擁護といった場合、単に「帝国」にとどまらず、一律にフランス革命の脅威に晒されているヨーロッパの旧体制・旧秩序の擁護を志向するものであったといえるが、先にみたようにパークが何よりも擁護しようとしたのは、ブリテンの、そしてそれに連なるべきアイルランドの国制であった。

これについてオゴーマン (Frank O'Gorman) は、「パークは、選挙権は権利であると決して述べていないことに、最後にわれわれは気づくだろう。その拡張は便宜の問題である」といい、また「彼は、カトリックから信頼を得るために選挙の変更ではなく、一つの象徴的な一般法律を望んだ」⁶⁹⁾ とも述べている。まず権利についてだが、パークはフランス革命により生み出された「人間の権利」について「アーナーキーの原理および摘要の類」⁷⁰⁾ と唾棄する一

方で、歴史に裏打ちされた個別具体的な「イングランド人の権利」⁷¹⁾を真の権利として措定しているが、それは、「人間の権利」が抽象的思弁の産物である、確たる権原とはなりえないと想念されたことに由る。彼にとって「イングランド人の権利」である選挙権はあくまで特権の類であって、国制上、資格要件を満たす者であれば誰でも手にしうる権利でなければならない。そのために彼は、カトリックに選挙権を付与するよう強く求めたわけであるが、だからといって急進主義者のように自らの権利として居丈高に要求すべき性質のものではない。彼が選挙権を「権利の問題」として論ずることを嫌ったのはそのためである。そうした強圧的なやり方では初めから成るものも成らないし、彼の仕儀・精神にもそぐわないものであった。

と今一つ、パークは「カトリックから信頼を得るため」に選挙権付与を主張したとする議論であるが、これはまったく誤りではないにしても、いささか短絡に過ぎるように思われる。というのも、そもそもカトリックが非国教徒の誘いに乗って急進化するならば、アイルランドが内乱状態に陥るだけでなく、カトリックにとってもそれは正しき行き方でも得なやり方でもないという信念がパークにはあり、カトリックを急進的な非国教徒の陣営に追いやらないようにすることと、カトリックに選挙権を付与することの二つが彼の目的として併存していたからである。つまり、そこにはカトリックを急進化させないために選挙権の付与を求めるとともに、選挙権の付与を認めさせるためにカトリックの急進化がもたらす危機をことさら力説するという手段と目的の一体化が存するが、彼がなした主張がもっぱら統治に関わる者をその主たる対象としていたことから、彼らを説得するためにまずもって急進化の防止が目的の第一として前面に出るのは当然のことであったといえる。

しかしながら、われわれは、『カトリック法論』が企図されて以降、アイルランド問題、わけでもカトリックの救済が彼の中心的な政治課題の一つであったことを知っている。⁷²⁾1782年にカトリックが土地財産を取得・所有する権利を回復して以降は、選挙権の回復が当然にも彼の次の目標であった。後は時機

の問題だけであって、それがたまたま今時であったということである。彼は、1792年9月初旬に息子リチャードに宛てた書簡の中で次のように述べている。「それ[大なる慶事]は、アイルランドの独立[議会の独立]という考え、そしてカトリックを今一度慰撫すること[1782年のカトリック救済法の制定]が必要という考えをもたらした、アメリカ植民地戦争とその結末のような、われわれが引き起こすことのできない、できるとしても引き起こすとはしない重大事なしにほとんど期待することはできない」⁷³⁾と。これは、パークの保守的な思考ないし姿勢をもっともよく表すものであるが、いずれにしても、『ラングリッシュ卿への書簡』がもっぱら議会ないし国教徒に向けて書かれたものであること、カトリックに選挙権を付与することに関して幾重にもその理を説き、何が何でも説得しようという彼の気概に充ち満ちたものであること、と同時に、単に理を説くだけでなく、その対象者の嫌悪反感を呼び起こさないよう工夫を凝らした論法や言い回しを用いていることによく留意する必要がある。

ところで、カトリック救済法案は、1792年1月25日ラングリッシュの手でアイルランド下院に上程され、さしたる障害もなく4月18日可決・成立した。これが1792年のカトリック救済法である。しかし、パークの精魂を傾けた説得もむなしくこの法令は、わずかに法曹職に就く権利、結婚の自由および教育を受ける権利等を認めはしたものの、肝心要の選挙権については一顧だにされなかったため、カトリックを満足させるにはほど遠いものであった。⁷⁴⁾フランス革命の余波を得てアイルランドが極度に緊張し混乱を多分に孕む中で、カトリックに対し一定の譲歩をなすようアイルランド政庁を通じて議会に圧力をかけたのはブリテン政府であった。にもかかわらず、譲歩が貧弱な内容にとどまったのは、選挙権の付与について強硬な反対論が国教徒の中に充満していたからであるが、⁷⁵⁾と同時に、当初懸念されていた革命フランスとの関係がこのときまだなお危険な状態になかったことからブリテン政府の姿勢が腰砕けに終わったこともその大きな理由である。⁷⁶⁾アイル

ランド議会の無思慮な所為に失望した彼は、「このラングリッシュの法案は、救済でないばかりか、有害かつ傲慢である」⁷⁷⁾と非難する一方、その矛先をアイルランド政庁にも向け、「大多数の民衆の法益剥奪(ないしは、少なくともわたしがそうしたものと考えるもの)をアイルランド統治の不変的格律とみなしている」⁷⁸⁾と述べて、その先見性のなさ、統治能力のなさを詰っている。

こうした苛烈なパークの悲憤慷慨は、彼の失望が如何に大きなものであったかを明瞭に示している。彼は、法案提出の翌1月26日にリチャードに宛てた書簡の中で「もしその民衆の大部分の利益だけを考慮するのであれば、わたしは、彼らが今会期中に得ようと求めた正当で合理的かつ賢明なものを手にし損なったことについて頓着しないだろう。事物の自然がそうするであろうがゆえに、いずれ彼らはそれを手にするであろう」⁷⁹⁾と述べている。カトリックが選挙権を手にするのは「事物の自然」であり、ことここに至ってカトリックに選挙権を付与せずにおくことはもはや不可能である。このことはすでに彼の確信となっていた。彼がここで見越したとおり1年後の翌1793年4月カトリックは選挙権を手になることになるが、しからば、彼が失望し憤慨したのはなぜか。それは、カトリックに対する選挙権の付与が時宜に合ったものにならないと思念されたことに由る。彼はいう。「わたしを苛立たせるのは、それが最良な、もっとも仁慈深い、もっとも宥和的な、そしてもっとも適切な仕方となされなければならぬこと、これである。ヨーロッパの現状……にあつて、恵み深き事柄が古き最高権力から発するということが果てしなく重要なのである」⁸⁰⁾と。譲歩がよりよいものとなるためには、それが時宜に合ったものでなければならぬ。時宜を失した譲歩ほど有害無益にして無様なものはない。これはアメリカやアイルランドにおいてこれまで再三再四にわたって経験してきたことであつて、彼が暗澹たる思いを抱いたのはまさにそのためであつた。

しかし、一旦は落胆したものの、パークは、その後もカトリックの動向を注視し、彼らが自暴自棄な行動に移らないよう自重を促すとともに、国制を自

壊させるがごとき頑迷固陋さこそアイルランド統治問題の本質であると看破して、統治体制そのものを激しく論難している。アイルランド問題に関してこれまで彼は、もっぱら統治のあり方・方法を批判することに重点を置き、統治体制そのものについて批判することはなかつた。してみれば、これは今時の選挙権付与拒否を機に彼の論調が大きく変わったことを意味するが、このことについては紙幅の関係もあり、稿を改めて論じることにする。

註

- 1) *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by P. Langford et. al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol. IX (1991), p. 594, n.1; *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et. al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-78), vol. IX (1970), p. 467. カトリック委員会は、ブリテン政府と水面下で交渉しカトリックの救済が必要であることを強く訴え、説得のできる人物としてリチャードをロンドン代理人に任命したが、それは、「偉大なる保守主義の闘士」であるパークがアイルランド・カトリックの主張に公然と賛同するのを期待してのことであつた。R. B. McDowell, *Ireland in the Age of Imperialism and Revolution 1760-1801* (Oxford: Clarendon Press, 1979), p. 392. なお、リチャードがロンドン代理人に任命されるまでの経緯、および彼のロンドン代理人としての活動については、Thomas H. D. Mahoney, *Edmund Burke and Ireland* (Harvard University Press, 1960), pp. 159-188 を参照。
- 2) Conor C. O'Brien, *The Great Melody: A Thematic Biography and Commented Anthology of Edmund Burke* (The University of Chicago Press, 1992) pp. 476-477 を参照。
- 3) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, p. 597. 中野好之編訳『パーク政治経済論集-保守主義の精神-』(法政大学出版局, 2000年), pp. 742-743. またパークは、本書簡の最後部に次のようにも述べている。「それは、統一性と一貫性に満ち、

- すべての部分がよく整理され、見事に構成された完全な体系でした。それは、抜け目なく入念に工夫された装置であり、常に人間のゆがんだ創意工夫に由来する分、それだけ民衆の抑圧、貧窮、退廃、およびそうした状態にあって人間本性それ自体の墮落に完全に適していました。」*Ibid.*, p.637. 同編訳書, p.786.
- 4) *Ibid.*, p.595. 同編訳書, p.740.
- 5) J. C. Beckett, *The Making of Modern Ireland 1603-1923* (London·Boston: faber and faber, new edition 1981, first published in 1966), pp.247-248. カトリックがプレスビテリアンと連携・共闘することを恐れたブリテン政府は、当時アイルランド総督であったウェストモーランド(Earl of Westmorland)に対してカトリックに一定の譲歩を示して事態の沈静化を図るよう命じている。R. B. McDowell, *op. cit.*, p.397. なお、譲歩内容の一つとして限定的ではあったものの選挙権が含まれていたことに留意する必要がある。また、この時期のユナイテッド・アイリッシュメンについては、Nancy J. Curtin, *The United Irishmen: Popular Politics in Ulster and Dublin, 1791-1798* (Oxford: Clarendon Press, 1994), pp.38-48 を参照。
- 6) To Richard Burke, Jr (1791.12.15), *Correspondence*, vol.VI (1967), p.462.
- 7) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, p.597. 前掲編訳書, p.743. プレスビテリアンがカトリックと連携することについてウィランは、「カトリックの解放をその計画の不可欠な部分」とみなし、「議会改革とカトリック救済というこれまで別々であった行動指針を結びつけ、カトリックとの共通基盤を形成」することを目的としていたとし、スミスもまた「議会改革運動を活性化し拡大する最良の方法を提供」するものであったと指摘している。Kevin Whelan, *The Tree of Liberty: Radicalism, Catholicism and the Construction of Irish Identity 1760-1830* (Cork University Press, 1996), pp.100-101; Jim Smyth, *The Men of No Property: Irish Radicals and Popular Politics in the Late Eighteenth Century* (Macmillan, 1992), p.56.
- 8) *Ibid.*, p.598. 同編訳書, p.744.
- 9) *Ibid.*, pp.598-599. 同編訳書, pp.744-745.
- 10) *Ibid.*, p.599. 同編訳書, p.745.
- 11) *Ibid.*, p.600. 同編訳書, p.746.
- 12) *Ibid.*, p.599. 同編訳書, p.745.
- 13) *Ibid.*, pp.600-601. 同編訳書, p.747.
- 14) *Ibid.*, p.601. 同編訳書, p.747.
- 15) *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, in *Writings*, vol.II (1981), pp.291-292. 同編訳書, p.50.
- 16) *Ibid.*, p.292. 同編訳書, p.50. またパークは、次のように民衆の行動についてかなり好意的な推定を行っている。「民衆の不満が広く認められる場合、通例、統治の構造または行為に何か間違ったところがあるとの判定が肯定され、支持されるのも当然である。」*Ibid.*, p.255. 同編訳書, pp.10-11.
- 17) *Ibid.*, p.292. 同編訳書, pp.50-51.
- 18) *Ibid.*, p.300. 同編訳書, p.59.
- 19) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, pp.601-602. 同編訳書, p.748.
- 20) 奇しくもパークは、『現在の不満の原因に関する考察』の中で「民衆の精神と完全に一致せず、統治の計画と適合しない内閣制度が企図されている間は、この制度が国制を破壊するか、さもなくば国制がこの制度を打ち負かすまで、万事がしばらく混乱に陥らなければならないのは必然である」(*Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, in *Writings*, vol. II, p.282. 同編訳書, p.40.)といった同じ言い回しを用いているが、逆にこれは、カトリックの現状とアイルランド下院のあり方が彼にとってどれほど重大な国制問題であったのかを示すものでもある。
- 21) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, p.608. 同編訳書, p.754.
- 22) *Ibid.*, p.610. 同編訳書, p.757.
- 23) *Ibid.*, p.611. 同編訳書, p.758. マッケクニは、自由人の世俗的権利と教会の自由を並列した記述方法について「互いにどちらの側もより以上に重要なものとして取り扱われるべきでないことを明らかにする意図であることを暗示している」と述べている。W. S. マッケクニ(禿氏好文訳)『マグナ・カルタ - イギリス封建制度の法と歴史-』(ミネルヴァ書房, 1993), p.196.

- 24) *Ibid.*, p.612. 同編訳書, p.759.
- 25) *Ibid.* 同編訳書, p.759.
- 26) *Ibid.*, p.614. 同編訳書, p.761.
- 27) *Ibid.*, p.616. 同編訳書, p.763.
- 28) *Ibid.*, p.614. 同編訳書, p.761.
- 29) *Ibid.*, p.617. 同編訳書, p.764. なおパークは、当時この議会の独立については消極的で、否定的でさえあったが、もっぱらそれは、カトリックが選挙権を剥奪されたまま打ち捨てられるのではないかと懸念されたことに由る。Conor C. O'Brien, *op. cit.*, p.475.
- 30) *Ibid.*, p.619. 同編訳書, p.766.
- 31) *Ibid.*, p.621. 同編訳書, p.768.
- 32) *Ibid.* 同編訳書, pp.768-769.
- 33) *Ibid.* 同編訳書, p.769.
- 34) *Ibid.*, p.624. 同編訳書, p.771.
- 35) *Ibid.* 同編訳書, pp.771-772. 実際カトリック委員会は、選挙権の回復を主眼に一層の救済を議会に請願することを1791年12月17日に決定した。*Ibid.*, p.594, headnote. なお、オフラハーティは、1770年代や80年代には「中立と対になった首尾一貫した忠誠と善行の方針が……将来さらなる譲歩を獲得する唯一の方法のように思われ、ゆえにカトリックの要求は権利ではなく、恩恵という言葉で言い表された」と述べている。Eamon O'Fraherty, "Irish Catholics and the French Revolution," in Hugh Gough and David Dickson (eds.), *Ireland and the French Revolution* (Dublin: Irish Academic Press, 1990), p.55.
- 36) *Ibid.*, p.625. 同編訳書, p.773.
- 37) *Ibid.*, p.628. 同編訳書, p.776. なお、こうした考えはブリテン政府内でも共有されていた。さしあたり、Thomas Bartlett, *The Fall and Rise of the Irish Nation: The Catholic Question 1690-1830* (Dublin: Gill and Macmillan, 1992), p.125を参照。
- 38) To Charles-Jean-Françoise Depont (1789. 11), *Correspondence*, vol.VI, p.48.
- 39) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, p.600. 同編訳書, p.746.
- 40) *Ibid.*, p.605. 同編訳書, p.751.
- 41) *Ibid.*, p.629. 同編訳書, p.777.
- 42) *Ibid.* 同編訳書, p.777.
- 43) *Ibid.*, pp.629-630. 同編訳書, pp.777-778.
- 44) *Ibid.*, p.630. 同編訳書, p.778. ちなみに、炉税収入を基にした1772年の調査ではカトリックの数は243万5000人とされているが、これはかなり低く見積もられた数字で、編者(R. B. McDowell)は、18世紀末のアイルランドの人口はおおよそ500万人で、カトリックは400万人近くいたであろうと推定している。*Ibid.*, n.1.
- 45) *Ibid.*, p.631. 同編訳書, p.779.
- 46) *Ibid.*, p.633. 同編訳書, p.781. カトリックに対する非国教徒と議会の態度の差についてパークは、「一方は言い寄りを、他方は武力を用います。非国教徒は袖の下を使い、議会は峻厳で近寄りたがたい権威の陰険な態度を除き何もあります」といい、また「非国教徒は、国制上の権利とあらゆる種類の市民的利沢に関して一切を提供し、あなた方は一切を拒絶します。あまり確実ではないが、彼らには無限の希望があるのに反し、あなた方には極めて確かでまったく絶対的な絶望があります」と指摘している。*Ibid.*, pp.626-627. 同編訳書, pp.774-775.
- 47) *Ibid.* 同編訳書, p.782.
- 48) *Ibid.*, p.634. 同編訳書, pp.782-783. パークは、1791年12月16日リチャードに宛てた書簡の中で次のようにもいう。「あなたの計画は、非国教徒がカトリックに提示しているのとは正反対である。……あなたのは、構造を実質的に変更せずに彼らを下院に招き入れる。それにより生ずる変化は何であれ、新しく認められた人々への影響を及ぼし、しかもまた、土台をより民主的にすることによってではない」と。To Richard Burke, Jr (1791.12.16), *Correspondence*, vol. VI, p.464.
- 49) 『フランス革命の省察』の中でパークは、「わたしは、変更もまた排除しようとは思いません。しかしたとえ改めるにしても、それは保守を目的とするものでなければなりません」(*Reflections on the Revolution in France*, in *Writings*, vol. VIII (1989), p.292. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』(みすず書房, 1989年), p.313.)と述べている。彼は、個人的理性について誤りやすい上に独善的になりがちであるとしてその絶対視を諫めるとともに、変更を行う際の要点として真

- に必要な限られた部分にのみとどめること、ならびに気づかれないほどにゆっくりとしたものであることを挙げている。
- 50) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, p.634. 前掲編訳書, p.783.
- 51) *Ibid.*, p.627. 同編訳書, p.775.
- 52) *Ibid.*, p.635. 同編訳書, p.783.
- 53) *Ibid.*, p.600. 同編訳書, p.746.
- 54) To Richard Burke, Jr (1791.12.16), *Correspondence*, vol.VI, p.464.
- 55) 拙論「パークの『カトリック法論』」, 呉大学『社会情報学研究』 vol. 14 (2008), pp.25-43 を参照.
- 56) 『ラングリッシュ卿への書簡』についてマホーニは、その中で示された考えは同一不変で、「時間が経過するに伴い、パークの思考は改まるどころか、ただただ確信を強めた」と述べ、またコーンは、「おそらくパークがこれまで書いたどれよりも円熟しており、政治的寛容さの、人道性の、そして雅量が社会関係の管理におけるもっとも間違いのない叡智という古くからの感情の完全な手本」と評している。Thomas H. D. Mahoney, *op. cit.*, pp.181-182; Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of French Revolution* (University of Kentucky Press, 1964), p.459.
- 57) Thomas H. D. Mahoney, *ibid.*, p.178.
- 58) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol. IX, p.629. 同編訳書, p.778.
- 59) *Observations on a Late State of the Nation* (1769), in *Writings*, vol.II, p.196.
- 60) *Appeal from the New to the Old Whigs*, in *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, ed., by John C. Nimmo, 12 vols. (Nachdruck der Ausgabe London 1887, Hildesheim·New York: Georg Olms Verlag, 1975), vol.IV, p.169. 前掲編訳書, p.658. またパークは、「道徳的または政治的な主題に関して純理的に確言されるような普遍的なものは何一つない」とも述べている。 *Ibid.*, p.80. 同編訳書, p.593.
- 61) *Speech on Petition of the Unitarians* (1792), in *Works*, vol. VII, p.41. 同編訳書, p.788.
- 62) R. B. McDowell, "The age of the United Irishmen: reform and reaction, 1789-94," in T. W. Moody and W. E. Vaughn (eds.), *A New History of Ireland, Vol. IV: Eighteenth-Century Ireland 1691-1800* (Oxford: Clarendon Press, 1986), pp.292-293 を参照. トーンのこの主張についてカーティンは、「正当であるだけでなく便宜的でもある」と指摘している。 Nancy J. Curtin, *op. cit.*, p.45.
- 63) J. C. Beckett, *op. cit.*, p.247. なお、当時カトリック委員会では方針をめぐってケンメア等の守旧派とキョー (John Keogh) やバーン (Edward Byrne) といったダブリンを中心とした実業家グループとの間で軋轢があり、必ずしも十全なる体制であったわけではない。
- 64) Jim Smyth, *op. cit.*, p.55 を参照.
- 65) R. B. McDowell, *op. cit.*, p.394. なお、1791年のイングランドのカトリック救済法がアイルランドのカトリックに対し与えた影響については Thomas Bartlett, *op. cit.*, pp.122-126 を参照.
- 66) Conor C. O'Brien, *op. cit.*, p.477.
- 67) たとえば、Frank O'Gorman, *Edmund Burke: His Political Philosophy* (London: George Allen & Unwin, 1973), pp.86-88 を参照. またマクラフリンも、パークを「帝国についてのもっとも雄弁な唱道者のひとり」と述べている。 T. O. McLoughlin, *Contesting Ireland: Irish Voices against England in the Eighteenth Century* (Dublin: Four Courts Press, 1999), p.161. これに対しロックは、選挙権付与に関するパークの議論は「国制の基本原則を維持するに不可欠であると彼が信じた、時宜を得た改革の類を例証する」とした上で、「1792年までにはパークの改革者としての立派な経歴は甚だしく疑問視されていたが、時宜を得た穏健な改革はその有用性を保っているとの彼の信念がフランス革命によって打ち壊されていなかったことを、『ラングリッシュ卿への書簡』は示している」と述べている。 F. P. Lock, *Edmund Burke, vol. II: 1784-1797* (Oxford: Clarendon Press, 2006), p.403.
- 68) Eamon O'Fraherty, "Irish Catholics and the French Revolution," in *op. cit.*, p.58.
- 69) Frank O'Gorman, *op. cit.*, p.88.
- 70) *Speech on the Army Estimates* (1790), in *Works*, vol. III, p.221.

- 71) *Reflections on the Revolution in France*, in *Writings*, vol. VIII, p.82. 前掲訳書, p.42.
- 72) リチャードは、ウェストモーランドの主席秘書官であったホッバート (Robert Hobart) と面会した1991年12月15日パークに宛てた書簡の中で次のように得意げに述べている。「彼らは、政府のためにカトリックを慰撫し味方に引き入れる必要に納得しています。このたった一つの原理は大いに有用です。それは、あなたが初めてアイルランドを思い起こして以来の事物の大変化です。もしあなたが始めた仕事をわたしが仕上げうるならば、それは、わたしにとって大事となるでしょう。」 Richard Burke, Jr, to Edmund Burke (1791.12.15), *Correspondence*, vol. VI, pp.463-464.
- 73) To Richard Burke, Jr (1792.9.9,10.), *Correspondence*, vol. VII (1968), p.204.
- 74) Jim Smyth, *op. cit.*, pp.62-63を参照.
- 75) カトリックに選挙権を付与することについて、ブリテン側とアイルランド側とはその意味するところはまったく異なり、アイルランドではたとえそれが限定的なものであったとしても「国家それ自体を危地に陥れるだろう」(Jim Smyth, *ibid.*, p.52.)と考えられていた.
- 76) J. C. Beckett, *op. cit.*, p.248.
- 77) To Richard Burke, Jr ([1792].2.29), *Correspondence*, vol. VII, p.83.
- 78) To Richard Burke, Jr (1792.1.26), *Correspondence*, vol. VII, p.40.
- 79) *Ibid.*
- 80) *Ibid.*